

## 阪南市赤ちゃんの駅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、授乳やおむつ替えができる施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）を登録し、広く公表することにより、子育て中の親子が安心して外出できる環境の整備を図り、地域で支える子育て環境づくりを推進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者等とする。

### (登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設または民間施設（以下「施設」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設は除く。

- (1) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設
- (2) その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

### (登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設であつて、次の各号のいずれかの要件を満たし、希望者が無料で利用可能であるものをいう。

- (1) おむつ替えができる場所又は設備があること。
- (2) 利用者が外部の目を気にせず授乳ができる場所又は設備があること。

### (登録方法)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する民間施設の管理者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、前条の基準を満たすと認めた場合は、当該施設を赤ちゃんの駅を設置する施設（以下「登録施設」という。）として登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、赤ちゃんの駅登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項等)

第6条 赤ちゃんの駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。
- (3) 汚物は、持ち帰ること。
- (4) 赤ちゃんの駅を利用する際の乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。
- (5) その他前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「登録施設の管理者」という。）の指示に従うこと。

2 利用者が前項に掲げる事項を遵守しない場合、登録施設の管理者は、その利用を拒み、もしくは制限し、または退出を命ずることができる。

(登録の変更等)

第7条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(登録の解除)

第8条 市長は、登録施設が第3条の基準を満たさなくなったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(表示等)

第9条 登録施設の管理者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカー等を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(実施状況報告等)

第10条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第11条 市長は、登録施設の名称及び所在地等を市の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により公表することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。